

## 小林市特別会計条例の一部を改正する条例

小林市特別会計条例（平成 18 年小林市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
（小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正）
- 2 小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例（平成 18 年小林市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 82 の項中「及び老人保健事業」を削る。